

個人番号に係る調書（指定難病用）

新規 転入 支給認定基準世帯員の変更

受給者番号											
受診者 (患者)	フリガナ										
	氏名										
	個人番号										
		生 年 月 日	大昭平令	年	月	日					

<下の表への記載にあたっての留意事項>

※ 国保・後期高齢・国保組合の方は、同一保険に加入する世帯員を全員記載してください。

国保・後期高齢・国保組合以外の方は、被保険者本人のみ記載してください。

※ 申請者が被保険者の場合、申請者の記載は不要です。

※ 受診者は、記載不要です。

支給認定基準世帯員 (受診者と同一の医療保険に加入している方)		受診者 との 続柄	生年月日	申請日が1～6月の場合は前年、7～12月の場合は本年の1月1日時点の住所地が広島市外の場合のみ記入		
①	フリガナ		大昭平令	年 月 日	都・道 府・県	市・区 町・村
	氏 名					
	個人番号					
②	フリガナ		大昭平令	年 月 日	都・道 府・県	市・区 町・村
	氏 名					
	個人番号					
③	フリガナ		大昭平令	年 月 日	都・道 府・県	市・区 町・村
	氏 名					
	個人番号					
④	フリガナ		大昭平令	年 月 日	都・道 府・県	市・区 町・村
	氏 名					
	個人番号					

「マイナンバー（個人番号）」について

マイナンバー（個人番号）は、特定医療費（指定難病）支給認定のために利用します。新規、転入、支給認定基準世帯員の変更の申請を行う際は、裏面を参照して必要書類をご準備ください。

事務 使用 欄	受診者の個人番号確認		個人番号カード・通知カード・住民票の写し・照会			
	受診者の 本人確認	1つでよいもの	手帳(身・療・精)・免許・旅券・個カ・その他()			
		2つ以上必要なもの	住カ・在カ・受給者証・保・被保・介護・年金・社証・学証・その他()			
	代理権確認	戸籍・登記・委任状 その他()	代理人の 本人確認	1つでよいもの	手帳(身・療・精)・免許・旅券・個カ・その他()	
2つ以上必要なもの				住カ・在カ・受給者証・保・被保・介護・年金・社証・学証・その他()		



「マイナンバー（個人番号）」の確認方法について

1 受診者（患者）ご本人が手続される場合

マイナンバー（個人番号）の確認 （正しい番号であることの確認）

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（氏名、住所等の記載事項が住民票と一致するもの）
- 個人番号付きの住民票の写し



身元の確認 （番号の正しい持ち主であることの確認）

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（表面）
- 保険証及び課税証明書
- 顔写真入りの身分証明書※
- 顔写真がない身分証明書（2つ）※

2 患者のご家族や施設の職員等、代理人が手続される場合

受診者（患者）の「番号確認」に加えて、代理人の「代理権、身元確認」を行います。

代理権の確認

以下のいずれかを提示

- 委任状
- 法定代理人であることを証する書類
〔戸籍謄本、その他資格を証明する書類〕



代理人の身元確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード
- 顔写真入りの身分証明書※
- 顔写真の入っていない身分証明書（2つ）※



受診者（患者）の番号確認

以下のいずれかを提示

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（氏名、住所等の記載事項が住民票と一致するもの）
- 個人番号付きの住民票の写し

3 郵送により手続される場合

「マイナンバー（個人番号）の確認」及び「身元の確認」の写しを同封してください。

マイナンバー（個人番号）の確認 （正しい番号であることの確認）

以下のいずれかの写しを同封

- 個人番号カード（裏面）
- 通知カード（氏名、住所等の記載事項が住民票と一致するもの）
- 個人番号付きの住民票の写し



身元の確認 （番号の正しい持ち主であることの確認）

以下のいずれかの写しを同封

- 個人番号カード（表面）
- 保険証及び課税証明書
- 顔写真入りの身分証明書※
- 顔写真がない身分証明書（2つ）※

※身元の確認の書類となるもの

■顔写真入りの身分証明書	運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど
■顔写真の入っていない身分証明書 （2つ以上提示が必要）	保険証、課税証明書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、社員証・資格証明書（氏名、生年月日または住所が記載されているもの。） 特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定医療費医療受給者証、住民票の写し、住民票記載事項証明書（個人番号の確認として提示した場合は不可）、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本、抄本も可）など

※支給認定基準世帯員のマイナンバーは窓口では確認を行わないため、記載にあたってはお間違えのないようご注意ください。